

○和泉市ごみ減量等推進審議会規則

平成4年6月9日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）第7条第4項の規定に基づいて、和泉市ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平6規則19・一部改正)

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 廃棄物の減量化対策に関する事項
- (2) リサイクル運動推進に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 都市政策又は環境政策に関し、学識経験を有する者
- (3) 消費者及び住民団体を代表する者
- (4) 事業者等を代表する者
- (5) 行政を代表する者
- (6) 公募による市民

(平6規則19・平24規則14・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの、要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平6規則19・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(審議会の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「出席委員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(令2規則44・追加)

(部会の設置)

第8条 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

(令2規則44・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境担当部署において処理する。

(平8規則8・一部改正、令2規則44・旧第8条繰下・令6規則33・一部改正)

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令2規則44・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第8号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。